

岡崎市監査委員公告第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年8月1日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (社会文化部中央図書館)

令和5年9月26日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第9号関係分

令和6年4月25日まで

監査結果	措置状況
<p>中央図書館等資料貸出返却業務等委託契約において、次のとおり不備な点が見受けられたため、再発防止に向けた対策を講じるとともに、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 個人情報取扱特記事項に規定された秘密保持に関する誓約書について、契約期間中に従事者の変更、増員等により新たに従事者となった者等から受注者へ提出されていなかった。</p> <p>(2) 個人情報に記載された貸出図書予約個票を受注者が紛失した事例があった。また、関係課等への報告が必要であるにもかかわらず、速やかに報告されていなかった。</p>	<p>(1) 受注者から秘密保持に関する誓約書の受領報告書の提出があった場合、前月末に提出された業務従事者名簿と合わせて供覧することとした。また、令和6年度から、業務従事者名簿の提出において変更のあった従事者について、その旨記載するよう委託業者と調整を図った。これらにより、秘密保持に関する誓約書の提出漏れがないよう適正に確認していく。</p> <p>(2) 当時は、事務連絡用の書類が誤った手順で廃棄された事故と考えており、個人情報の漏えい、滅失又は毀損に対する認識不足であったことから報告ができていなかったが、今回の指摘を受けて公文書及び個人情報に対する安全管理措置に対する認識を改め、令和6年3月に総務文書課及び情報システム課への報告を行った。</p> <p>なお、受注者側に対しては、個人情報の管理手順を改め、再発防止策を徹底するよう指導を行った。</p>